

第23期事業報告書

自 平成22年4月 1日
至 平成23年3月31日

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

- ① わが国経済は、ようやく回復の兆しが見えてきた矢先に、東日本大震災に見舞われ、大打撃を受けました。

今後、当社事業であるビル賃貸においても、出店希望の減少、賃料引き下げ要望の増加が考えられます。

こうした状況のなかで、平成22年度における当社事業を振り返ってみるとビル賃貸においては、空室解消に注力し、パオレ、ガレリア・ユギともに学習塾の入居などを果たしましたが、パオレにおいて1フロアを占めていた首都大学東京大学院の退去があったことなどにより、当期の平均入居率は前期比0.9ポイント減の93.0%となりました。

一方、施設建築物については、大規模修繕としてパオレの厨房除害処理施設更新工事、自動火災報知設備更新工事、ガレリア・ユギの自動火災報知設備更新工事等を実施しました。

- ② 当社事業の第二の柱である駐車場賃貸においても、景気の悪化の影響が大きく、さらに近隣の駐車場専門会社の立体駐車場や商業ビル併設の駐車場との競争が激しくなっておりますが、昨年度第5駐車場を廃止するなど効率的な運営に努めた結果、当期の駐車場の利用率は前期比0.2台/日増の2.22台/日となりました。

- ③ また、当社の重要な課題である平成13年11月の民事再生計画の履行については、今期をもって金融機関からの借入金について弁済を終了いたしました。

このことにより残る借入金の返済は株式会社イトーヨーカ堂と東京都に対するものとなっております。

以上の結果、当期の売上高は1,796百万円（前期比2.4%減）、営業利益は416百万円（前期比151.9%増）となりました。経常利益は419百万円（前期比151.3%増）となり、当期純利益は246百万円（前期比98.2%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は126百万円であり、主なものはパオレの厨房除害処理施設及びパオレ及びガレリア・ユギの自動火災報知設備の更新であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、東日本大震災の発生による厳しい環境のなかにおいても、今後も下記に

努力し、民事再生計画の確実な履行をはかるとともに、社業の一層の発展を期する所存です。

- ① ビル賃貸においては、平成 22 年度の自動火災報知設備等の更新に引き続き、中央監視装置の更新を行い防災設備の充実を図ります。
また、省エネの観点も踏まえ、空調設備等の更新を図り、ビルの価値を高めてまいります。
- ② 駐車場賃貸においては、利用の減少が見込まれますが、一層の広報などを行い、利用率の向上に努めてまいります。
- ③ 会社運営にあたっては、業務委託費等の適正化を図ってまいります。
- ④ 会社資金の運用について、平成 21 年度より定期預金等の利用を図りましたが、引き続き適切に対応してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移 (単位：千円)

区 分	(第 20 期) 平成 19 年度	(第 21 期) 平成 20 年度	(第 22 期) 平成 21 年度	(第 23 期) 平成 22 年度
売 上 高	1,999,254	1,895,819	1,840,974	1,796,253
経 常 利 益	548,233	420,577	166,740	419,065
当 期 純 利 益	326,714	272,266	124,479	246,779
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	18,211 円 53 銭	15,176 円 53 銭	6,938 円 64 銭	13,755 円 81 銭
総 資 産	10,743,318	10,408,732	9,931,020	10,004,009

(6) 主要な事業内容
店舗、事務所施設等の建設、管理及び賃貸

(7) 主要な事業所
本店 東京都八王子市南大沢二丁目 2 番地 (パオレビル 7 階)

(8) 従業員の状況（平成23年3月31日現在）

- ① 従業員数 3名（他に嘱託4名）
- ② 平均年齢 57.4歳（嘱託含む）
- ③ 平均勤続年数 3年7ヶ月（嘱託含む）

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 17,940株
- (2) 当期末株主数 24名
- (3) 上位10名の株主（平成23年3月31日現在）

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
東 京 都	9,180株	51.2%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	897株	5.0%
株式会社みずほコーポレート銀行	897株	5.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	897株	5.0%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	897株	5.0%
株 式 会 社 り そ な 銀 行	720株	4.0%
みずほ信託銀行株式会社	681株	3.8%
有限会社東京エイドセンター	498株	2.8%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	450株	2.5%
東 京 電 力 株 式 会 社	360株	2.0%
東 京 瓦 斯 株 式 会 社	360株	2.0%
中央三井信託銀行株式会社	360株	2.0%
三菱UFJ信託銀行株式会社	360株	2.0%

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成 23 年 3 月 31 日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
鈴木雅久	取締役社長 (代表取締役)	
中西充	取締役	東京都都市整備局次長
五十嵐誠	取締役	東京都都市整備局 多摩ニュータウン事業担当部長
矢島達郎	常勤監査役	
前川哲也	監査役	東京電力株式会社 法人営業部部長兼国際部
村木茂	監査役	東京瓦斯株式会社 代表取締役副社長執行役員 エネルギーソリューション本部長

注 1 取締役岳野尚代氏及び取締役小澤弘氏は、平成 22 年 9 月 9 日に辞任いたしました。

注 2 取締役中西充氏及び取締役五十嵐誠氏は、平成 22 年 9 月 9 日に就任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役	監査役	支給額計
1 名	1 名	20,400 千円

注 取締役報酬限度額及び監査役報酬限度額は、平成 5 年 6 月 24 日の第 5 回定時株主総会決議により、それぞれ月額 2,500 千円及び月額 1,300 千円となっております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 4,400 千円

5 会社の体制及び方針

当社は、企業、特に東京都の監理団体としての社会的信頼に応えるため、平成18年6月7日付けで「内部統制システムの整備に関する基本方針について」を策定し、その体制整備に努めてきました。その内容は次のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、東京都の監理団体として、また企業としての社会的信頼に応えるため、法令及び企業倫理遵守の姿勢を明確にし、全役職員に周知徹底させる。

また、コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の経営に重大な影響を及ぼす恐れのある損失の危険を適切に認識し、迅速な対応をとるため、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は少なくとも3ヶ月に1回開催し、代表取締役から経営状況の報告を受けるとともに経営事項について審議・議決し、また取締役の業務執行状況の監督等を行う。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補佐する使用人はいないが、必要な場合は監査役と協議の上、合理的な範囲内で設置することとする。

なお、当該使用人の任命、異動等人事権に係わる事項の決定には、監査役会の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めている事項が生じた時は、監査役会に報告する。また、前記に係わらず監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

また常勤監査役は、取締役会のほか重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため社内の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及びその使用人に説明を求めることとする。

上記基本方針のなかの「コンプライアンス・リスク管理委員会」に関しては、第7回委員会を平成23年1月13日に開催しました。

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	1,820,286	流動負債	572,926
現金及び預金	1,363,878	1年内返済予定再生債務	175
売掛金	30,138	1年内返済予定受入保証金	117,403
有価証券	400,000	未払法人税等	144,494
前払費用	12,473	未払消費税等	15,454
立替金	567	未払費用	180,072
繰延税金資産	12,497	預り金	606
未収入金	223	前受金	114,719
その他	818		
貸倒引当金	▲310	固定負債	6,703,022
		長期未払金	1,939,176
固定資産	8,183,722	再生債務	3,448,708
有形固定資産	8,039,318	受入保証金	1,226,634
建物	4,245,767	受入敷金	88,502
構築物	50,683		
機械及び装置	32,845	負債合計	7,275,949
器具及び備品	5,020		
土地	3,705,000	【純資産の部】	
		株主資本	2,728,059
無形固定資産	1,689	資本金	897,000
電話加入権	1,547	利益剰余金	1,831,059
その他無形固定資産	142	その他利益剰余金	1,831,059
投資その他の資産	142,714	修繕積立金	287,000
差入保証金	142,704	繰越利益剰余金	1,544,059
その他	10		
		純資産合計	2,728,059
資産合計	10,004,009	負債・純資産合計	10,004,009

損益計算書

〔 自 平成22年4月 1日
至 平成23年3月31日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		
不動産賃貸収入	1,518,918	
その他営業収入	277,334	1,796,253
売上原価		1,265,796
売上総利益		530,456
販売費及び一般管理費		113,877
営業利益		416,579
営業外収益		
受取利息	1,014	
雑収入	2,199	3,214
営業外費用		
雑損失	728	728
経常利益		419,065
特別損失		
固定資産除却損	2,700	2,700
税引前当期純利益		416,364
法人税、住民税及び事業税		181,621
法人税等調整額		▲12,035
当期純利益		246,779

株主資本等変動計算書

〔 自 平成22年4月 1日
至 平成23年3月31日 〕

(単位：千円)

	株 主 資 本					純 資 産 合 計
	資 本 金	利 益 剰 余 金			株 主 資 本 合 計	
		その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
		修繕積立金	繰越利益 剰 余 金			
前期末残高	897,000	187,000	1,397,280	1,584,280	2,481,280	2,481,280
当期変動額						
修繕積立金の積立	—	100,000	△100,000	—	—	—
当期純利益	—	—	246,779	246,779	246,779	246,779
当期変動額合計	—	100,000	146,779	246,779	246,779	246,779
当期末残高	897,000	287,000	1,544,059	1,831,059	2,728,059	2,728,059

個別注記表

重要な会計方針

- 1 資産の評価基準及び評価方法
 - その他有価証券
 - 市場価格のないもの 移動平均法による原価法によっております。
- 2 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
 - 法人税法に基づく定額法によっております。
 - 主な有形固定資産の耐用年数は、以下のとおりであります。
 - 建 物 3～39年
 - 構築物 6～35年
 - また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。
 - (2) 無形固定資産
 - 定額法によっております。
- 3 貸倒引当金の計上基準
 - 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。
- 4 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - 消費税等の処理
 - 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

- 1 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2 担保に供している資産及び担保に係る債務

(単位：千円)

担保に供している資産			担保に係る債務	
種 類	期末帳簿価額	担保権の種類	内 容	期末残高
建 物	495,602	抵当権	1年内返済予定受入保証金	62,500
土 地	2,928,000	抵当権	長 期 未 払 金	1,939,176
			受 入 保 証 金	562,500
合 計	3,423,602		合 計	2,564,176

- 3 有形固定資産の減価償却累計額 10,063,294 千円
- 4 再生債務

再生債務は、民事再生法第84条に定める、再生債権者に対し再生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の支払義務です。当社は平成13年11月17日に再生計画認可決定の確定を受けているため、当該再生計画に基づく返済額を負債とし

て計上しております。

損益計算書に関する注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

- 1 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2 当事業年度末日における発行済株式の総数 17,940 株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払事業税であります。

リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用している警備機器の一部については、貸借対照表に固定資産として計上しておりません。

金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。また、借入については東京都等から資金を調達しております。

再生債務は、民事再生法第84条に定める、再生債権者に対し再生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の支払義務です。当社は平成13年11月17日に再生計画認可決定の確定を受けているため、当該再生計画に基づく返済額を負債として計上しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	1,363,878	1,363,878	—
(2) 有価証券			
その他有価証券	400,000	400,000	—
(3) 長期未払金	(1,939,176)	(1,596,904)	(342,271)
(4) 再生債務			
借入金	(738,276)	(676,024)	(62,252)
(5) 受入保証金	(1,226,634)	(1,172,235)	(54,399)

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(2) 有価証券

これは譲渡性預金であり、その他有価証券として保有しております。これは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 長期未払金、(4) 再生債務並びに(5) 受入保証金

時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標をもとに算定した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 再生債務のうち敷金・保証金部分(貸借対照表計上額2,710,607千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を算定することが極めて困難と認められるため、「(4) 再生債務」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都において、賃貸用のオフィスビル及び商業施設(土地を含む。)を有しております。

2 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
8,001,451	10,280,169

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(注3) 上記の時価に含まれる構築物の計上額については、帳簿価額を計上しております。

(注4) 賃貸用オフィスビルの一部については、当社が使用しておりますが、一括して時価を算定しております。

関連当事者に関する注記

- 1 名称 東京都
- 2 属性 主要株主
- 3 議決権の所有割合 51.2%
- 4 関係内容
 - (1) 役員の兼任 2名

(2) 事業上の関係

(単位：千円)

取引の内容	取引の種類	取引金額	当期末残高
不動産賃貸借等	不動産賃貸収入 (注1)	21,068	—
	売上原価 (注2)	152,004	—
	売掛金 (注1)	—	128
	差入保証金 (注2)	—	142,614
民事再生	長期未払金 (注3)	—	1,939,176
	再生債務 (注4)	—	751,639

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 通常の市場取引による取扱と同様に決定しています。

(注2) 東京都からの土地の借入に係るもので、東京都が定める一定の方式により算定されます。

(注3) 長期未払金 1,939,176 千円 の返済条件は次のとおりです。
平成33年2月まで据え置き、7年(年1回)返済、無利子

(注4) 再生債務 751,639 千円 の返済条件は次のとおりです。

(ア) 借入金 738,276 千円

平成30年2月まで据え置き、4年(年1回)返済、無利子

(イ) テナント敷金 12,882 千円

・再生計画認可決定確定後10年以内に契約を解除する場合

賃料の6ヶ月分相当額を物件明け渡し後2ヶ月以内、それを
超える額の8%を3年(年1回)返済

・再生計画認可決定確定後10年超、15年以内に契約を解除する
場合

賃料の6ヶ月分相当額を物件明け渡し後2ヶ月以内、それを超
える額を5年(年1回)返済

・再生計画認可決定確定後15年を超えて契約を継続する場合

物件明け渡し後2ヶ月以内に返済

(ウ) 駐車場敷金 480 千円

120 万円以下の少額債権として明け渡し後2ヶ月以内に全額
返済

1 株当たり情報に関する注記

1 1株当たり純資産額 152,065 円 75 銭

2 1株当たり当期純利益 13,755 円 81 銭

重要な後発事象に関する注記

計算書類に計上又は注記すべき重要な後発事象はありません。

独立監査人の監査報告書

平成 23 年 5 月 20 日

株式会社多摩ニュータウン開発センター
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 浜村 和則 (印)
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 経塚 義也 (印)
業務執行社員

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社多摩ニュータウン開発センターの平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの第 23 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの第 23 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会計計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(ア) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(イ) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 23 年 5 月 26 日

株式会社多摩ニュータウン開発センター 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 矢島 達郎 ⑩

監査役（社外監査役） 前川 哲也 ⑩

監査役（社外監査役） 村木 茂 ⑩

独立監査人の監査報告書

平成 23 年 5 月 20 日

株式会社多摩ニュータウン開発センター
監査役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 浜村 和則 (印)
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 経塚 義也 (印)
業務執行社員

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社多摩ニュータウン開発センターの平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの第 23 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上